

その他の意見・要望

当事者の立場として、事業所を利用しつつその事業所に対して苦情を言うことは、今後の利用や人間関係を考えるとどうしても躊躇してしまう。親の立場として、公平な立場で相談できる人が欲しい。また、自立支援法になってサービスが選べる・契約だと言われても、親としては「現在利用している所から出されたらどうしよう・・・」「うちの子は定着するのに時間がかかるし・・・」「長く通って慣れているから・・・」等と色々考えるとなるべく事業所を変わりたくない。変わりたくないから、トラブルになるようなことや気まずくなることは避けるという負の効果が出てくるのではないか。

自分の子どもは児童。サービスを利用するため福井市で支給認定を受けても、実際にそれを担当するヘルパーがいない・事業所がない。福井中に電話を掛け相談支援事業者の力も借りて、2ヶ月位経ってやっと受けてもらった。9割保障ということだが事業所からかなり苦しいと聞く。「介護と併用して色んなことが重ねられるから何とかやっていたいけれど、障がい者関係だけではとても続かない。もし自立支援法が改正され報酬単価が下がればもう辞めるしかない」と実際言われている。スタッフが足りなくて、子どもにこういうことを・・・と思っても、他との兼ね合いで中々受けられない。施設内で見的分にはそこにいるスタッフでまかなえても、外に出て行くようなサービスになると回らなくなると言うことは間違っていると思うので、ぜひそういうところもご支援いただきたい。

事業者と利用者の情報の伝達について、利用者側にあまり情報が来ない。県から県育成会、市なら市育成会へと直接団体に情報を流して欲しい。情報が偏っている。また、各市町の障害者団体の育成・お互いに話し合いがない。

県障害福祉課からの情報提供

勉強会での情報提供の要望を受け、県から中央の動きを逐次 メールで情報提供いただいています。

- ・「12/10 開催・第 48 回社会保障審議会障害者部会」資料の公開について (12/11 提供)
- ・「12/15 開催・第 49 回社会保障審議会障害者部会」資料の公開について (12/24 提供)
- ・「12/25 開催・障害保健福祉関係主管課長会議」資料の公開について (12/26 提供)

資料は、厚生労働省のホームページで公開されています。ご希望により事務所でも閲覧できます。

～平成 21 年度障害保健福祉関係予算案の概要が示されました～

障害者自立支援法の見直しに関連する事項で、現段階で明らかになった点についてお知らせします。

12 / 24 付
全日本手をつなぐ育成会より

利用者負担の軽減措置を平成 21 年度以降も継続して実施

収入認定の際の「資産要件」を廃止

「心身障害者扶養共済給付金」を収入認定から除外

平成 21 年度 4 月からの障害福祉サービス費用（報酬）を 5.1%アップ

地域生活支援事業 400 億円 440 億円

グループホーム・ケアホーム整備費補助 2,000 万円 2,500 万円

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の延長・積み増し 650 億円

（平成 20 年度までの同交付金に基づく基金事業を平成 21 年度以降も延長）

障害福祉サービス費の報酬算定構造の改定（案）

- ・日中活動系のサービス費の定員区分に「20 人以下」を新たに設定
- ・短期入所において単独型（入所施設併設以外）並びに重度障害者利用等に加算措置
- ・放課後型児童デイサービスの設定
- ・行動援護に 4 時間 30 分以上の報酬を区分設定
- ・介護福祉士等の資格取得職員配置に対する加算措置
- ・事業運営への加算措置

島原手延うどん 幹旋のご案内

活動資金作りのため、ぜひご協力ください。事務所で即お渡し可能です！

島原のれん (V-40) 化粧箱入り 1,560g 詰(130g × 12 束)



1個 ~~定価 4,200円~~ → 育成会特価 2,850円 (税込)

報告

特定非営利活動法人福井県手をつなぐ育成会 勉強会 「障害者自立支援法」

日 時：平成 2 0 年 1 2 月 6 日 (土)

1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

会 場：福井県社会福祉センター

2 階 身障第 2 研修室

参加者：行政関係 5 名 (約 6 0 名)



障害者自立支援法施行 3 年目、多くの方がサービスを利用していますが、次々に変わる状況に当事者の間では、疑問や不安の声も上がっています。理解しているようで分からない部分やあやふやな情報などを耳にするにつれ、育成会として今一度、施行 3 年の見直しの前に本法律の考え方や概要などの“基本的な部分”に立ち戻って学び、改めて本人さんが利用するサービスについて考える意味で有効ではないかとのねらいから、勉強会を開催し、県行政・市窓口行政の方をお招きし、じっくりとご説明をいただくとともに、個々の素朴な疑問にも答えていただきました。参加者からは「へえ～(そうだったのか!)」という声や、「もっと早くにこの話を聞きたかった」等の声が聞かれ、自分の子どもが利用する事業所(施設)はどういったサービスを行なっているか、子どもはきちんとそのサービスを受けているか、そのために自分達は何をすれば・・・と考える良い機会になりました。

県からの説明(福井県健康福祉部障害福祉課 主任 小林 里代 氏)

小林主任からは、基本に立ち戻った障害者自立支援法のイロハを教えていただきました。また、障害者自立支援法の中で就労支援の抜本的強化を目的に新たに創設された就労支援事業を取り上げた説明も受けました。

障害者自立支援法に基づく制度の概要

- ・法の基本的考え方(障害者が自らサービスや事業所を選んで利用できる仕組み)
- ・サービスの種類・内容、利用対象者
- ・事業者の責務(契約、重要事項説明、個別支援計画、苦情処理等)
(運営基準等の説明)

福祉施策と労働施策の連携(特に就労移行支援事業について)

措置制度から支援費制度、そして障害者自立支援法へ

平成 18 年度から始まった障害者自立支援法は、「障害者施策を 3 障害一元化」「利用者本位のサービス体系に再編」「就労支援の抜本的強化」「支給決定の透明化、明確化」「安定的な財源の確保」がポイントとして挙げられます。また、利用者負担(1 割)が導入されましたが、平成 20 年 7 月の県内のデータでは、サービスの利用者が 4,900 人、そのうち何らかの軽減措置の対象となる方が約 8 割とのことです。事業者側としては、報酬が月払いから日払い方式に変わりました。これにより、今までいろんなニーズがあっても 1 つのサービスしか選べなかったものが、ニーズに応じて複数のサービスを組み合わせて利用することが制度上可能になりました。

サービスの種類・内容、利用対象者について

障害者自立支援法では、それまで施設という箱物(ハード)で区別されていたものが、中身(ソフト)によって 6 つの事業に再編されました。各事業ごとに、「利用者」「サービス内容」「人員配置」「報酬単価」などが定められています。利用しているサービスについて、どのような内容が定められているかご存知でしょうか。

事業者の責務について

事業者には色んなサービスを提供するにあたり、人員配置や設備・運営に関する基準が定められています。それらが整っていることで、事業者としての指定が受けられます。尚且つ基準が遵守されているか、県が 2 年に 1 回、実地で指導をします。

事業者はサービスの提供にあたって、あらかじめ支給決定障害者に内容や費用についてきちんと説明し、同意